

令和2年度（第133回）福岡市情報公開審査会

議事次第

開催日時 令和2年10月28日（水）10時から
場 所 福岡市役所15階・1505会議室

1 開会

2 議事

- (1) 会長の互選について
- (2) 会長職務代理者の指名について
- (3) 部会の設置及び部会に属する委員の指名について
- (4) 運用状況の報告について

3 閉会

【配布資料】

- 資料1 福岡市情報公開審査会委員名簿
資料2 福岡市情報公開審査会部会（案）
資料3 公文書公開制度の運用状況

福岡市情報公開審査会委員名簿

(令和 2 年 10 月 1 日現在)

任期：令和 2 年 10 月 1 日～令和 4 年 9 月 30 日（山下委員を除く 6 名）

平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日（山下委員）

(敬称略 五十音順)

氏 名	役 職 名
いしもり ひさひろ 石森 久広	西南学院大学法科大学院 教授
いそがわ なおゆき 五十川 直行	九州大学 名誉教授
おおがみ ともこ 大神 朋子	弁護士
おおわき しげあき 大脇 成昭	九州大学大学院法学研究院 教授
きたさか なおひろ 北坂 尚洋	福岡大学法学部 教授
さくま こう 作間 功	弁護士
やました あきこ 山下 亜紀子	九州大学大学院人間環境学研究院 准教授

福岡市情報公開審査会部会（案）

○ 第1部会

（敬称略 五十音順）

氏名	役職名
いそがわ なおゆき 五十川 直行	九州大学 名誉教授
おおがみ ともこ 大神 朋子	弁護士
おおわき しげあき 大脇 成昭	九州大学大学院法学研究院 教授
さくま こう 作間 功	弁護士

○ 第2部会

氏名	役職名
いしもり ひさひろ 石森 久広	西南学院大学法科大学院 教授
きたさか なおひろ 北坂 尚洋	福岡大学法学部 教授
さくま こう 作間 功	弁護士
やました あきこ 山下 亜紀子	九州大学大学院人間環境学研究院 准教授

【参考】福岡市情報公開条例

（会議）

第26条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会の行う審査請求についての調査審議の手続は、公開しない。ただし、審査会が非公開とすべき理由がないと認めるときは、審査会は、その範囲においてこれを公開することができる。

（部会）

第27条 審査会は、審査請求に係る事件に関する事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員の数は、3人以上とし、審査会の委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を総理し、部会における調査審議の状況及び結果を審査会に報告する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会について準用する。

公文書公開制度の運用状況

1 公文書公開の請求件数及びその処理状況

公文書公開の請求件数とその処理状況は、表 1 のとおりです。

表 1

(単位：件)

年度	請求 件数	処理状況								
		公開	一部公開	非公開			却下	期間延長		取下げ
				非公開情報	不存在	存否応答拒否		通常	特例	
30	1977	1432	346	13	148	2	1	53	0	106
元	1957	1340	385	12	153	6	2	44	1	130

備考

- 1 件の請求で複数の決定をしているものがあるため、請求件数と処理状況の決定件数の合計は一致しません。

2 実施機関別の公文書公開の請求件数及びその処理状況

実施機関別の請求件数等は、表 2 のとおりです。

表 2

(単位：件)

実施機関	請求件数		処理状況							
	30	元	公開	一部 公開	非公開			却下	取下げ	
					非公開 情報	不存在	存否 応答 拒否			
市 長	会 計 室	0	2	2	0	0	0	0	0	0
	市 長 室	4	5	1	4	0	1	0	0	0
	総 務 企 画 局	36	43	13	24	3	8	0	0	3
	財 政 局	102	93	69	12	1	5	0	0	11
	市 民 局	23	39	17	19	0	7	0	0	1
	こども未来局	25	23	8	13	0	4	0	0	1
	保健福祉局	110	114	60	36	0	17	0	0	9
	環 境 局	62	72	41	25	1	7	1	0	2
	経済観光文化局	39	29	15	10	0	4	0	1	1
	農 林 水 産 局	48	69	58	7	0	7	0	0	2
	住 宅 都 市 局	148	160	96	45	0	10	1	0	12
	道 路 下 水 道 局	508	379	311	17	0	9	0	0	48
	港 湾 空 港 局	112	114	98	11	0	2	0	0	4
	区 役 所	373	415	329	63	4	11	1	0	12
小 計	1590	1557	1118	286	9	92	3	1	106	
議 長	5	8	2	2	0	4	0	0	0	
教 育 委 員 会	113	93	66	21	1	8	1	1	1	
選 挙 管 理 委 員 会	2	6	5	1	0	1	0	0	0	
人 事 委 員 会	1	4	1	3	0	0	0	0	0	
監 査 委 員 会	0	1	1	0	0	0	0	0	0	
農 業 委 員 会	1	5	2	1	0	1	1	0	0	
固定資産評価審査委員会	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
公 営 企 業 水 道 局	129	123	100	12	1	8	0	0	4	
管 理 者 交 通 局	21	37	18	10	0	8	0	0	3	
消 防 長 消 防 局	87	95	21	43	1	27	1	0	3	
福岡市立病院機構	2	4	1	3	0	0	0	0	0	
福岡市住宅供給公社	11	10	5	3	0	3	0	0	0	
福岡市土地開発公社	4	1	0	0	0	1	0	0	0	
担 当 課 な し	10	13	0	0	0	0	0	0	13	
合 計	1977	1957	1340	385	12	153	6	2	130	

備考

- 1 件の請求で複数の決定をしているものがあるため、請求件数と処理状況の決定件数の合計は一致しません。

3 不服申立ての件数及びその処理状況

公文書の公開請求に対する実施機関の決定や、公開請求に関する実施機関の不作为について不服がある者は、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。

不服申立ての件数とその処理状況は、表 3 のとおりです。

表3

(単位：件)

区分	件数	処理状況						
		認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	継続審議	審議済未裁決
平成30年度の申立て分	5	3	0	2	0	0	0	0
令和元年度の申立て分	7	0	0	4	1	0	2	0

備考

・特になし。

4 公文書の複写の状況及びその費用の徴収状況

公文書の複写の状況及びその費用の徴収状況は表4のとおりです。

表4

区分		平成30年度		令和元年度	
		数量	金額	数量	金額
用紙	モノクロ	49,639枚	496,390円	43,271枚	432,710円
	カラー	2,857枚	85,710円	1,398枚	41,940円
写真フィルム (印画紙に印画したもの)		0枚	0円	0枚	0円
スライド (印画紙に印画したもの)		0枚	0円	0枚	0円
CD-R		529枚	37,030円	486枚	34,020円
DVD-R		5枚	600円	2枚	240円
録音テープ		0巻	0円	0巻	0円
ビデオテープ		0巻	0円	0巻	0円

備考

・用紙に複写する場合 モノクロ1枚(片面)10円, カラー1枚(片面)30円。写真フィルム1枚30円, スライド1枚80円, CD-R1枚70円, DVD-R1枚120円, 録音テープ1巻170円, ビデオテープ1巻170円。

5 情報公開審査会への諮問の状況

情報公開審査会は,

- ① 諮問された不服申立て事案について審議し,
 - ② 情報公開制度の運用に関する重要事項について, 諮問に応じて答申し, 及び建議することができます。【福岡市情報公開条例第23条第2項】
- 令和元年度及び過年度になされた諮問について, 令和元年度に審査会で処理したものの概要は表5のとおりです。

表5

諮問の概要 (平成29年度諮問第4号)	不服申立て事案についての諮問 福岡市内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書(加害教師の反省文, 顛末書, 診断書, 事情聴取記録, その他一切の添付文書等を含む)(平成24年度分)
実施機関	教育委員会総務部コンプライアンス推進担当
決定年月日	平成29年8月18日(一部公開決定)
非公開理由	条例第7条第1号に該当 氏名, 所属, 学級は, 個人に関する情報であり, また, 体罰は職務の遂行に係る情報ではないため。また, 始末書は個人の人格と密接に関わる情報であり, 個人識別性のある部分を除いたとしても, 公にすることにより, 個人の権利利益を害するおそれがあるため。
不服申立て年月日	平成29年9月19日
諮問年月日	平成29年10月19日
答申年月日	令和元年8月27日
答申内容	「福岡市内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書(加害教師の反省文, 顛末書, 診断書, 事情聴取記録, その他一切の添付文書等を含む)(平成24年度分)」について, 福岡市教育委員会が行った一部公開決定については, 非公開とした部分のうち, 「県教育庁の担当者のメールアドレス」, 「始末書本文」の一部, 「加害教員の担任する組」は公開することが妥当である。
裁決・決定年月日	令和元年9月25日
裁決・決定内容	一部認容(答申どおり)

諮問の概要 (平成30年度諮問第3号)	不服申立て事案についての諮問 福岡市内の特定地番の集合住宅で発生した特定個人が所有する居室の火災に関する火災原因調査報告書一式(写真等含む)
実施機関	消防局予防部予防課
決定年月日	平成30年10月3日(一部公開決定)
非公開理由	条例第7条第1号, 第2号及び第6号に該当 ・個人及び法人等の権利, 利益を害するおそれがあるため。 ・法令等の規定により, 公にすることができないため。
不服申立て年月日	平成30年10月16日
諮問年月日	平成30年11月13日
答申年月日	令和元年5月28日
答申内容	「福岡市内の特定地番の集合住宅で発生した特定個人が所有する居室の火災に関する火災原因調査報告書一式(写真等含む)」について, 福岡市消防長が行った一部公開決定は, 結論として妥当である。
裁決・決定年月日	令和元年6月21日
裁決・決定内容	棄却(答申どおり)

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(平成30年度諮問第4号)	福岡市住宅都市局が保有する特定団地の管理に関する記録のすべて(写真, 手紙を含む)
実 施 機 関	住宅都市局住宅部住宅管理課
決 定 年 月 日	平成30年9月7日(一部公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第1号に該当 個人情報に該当するため。
不服申立て年月日	平成30年11月2日
諮 問 年 月 日	平成30年11月21日
答 申 年 月 日	令和元年6月18日
答 申 内 容	「福岡市住宅都市局が保有する本件特定団地の管理に関する記録のすべて(写真, 手紙を含む)」について, 福岡市長が行った一部公開決定を取り消し, 改めて本件対象文書を特定した上で, 新たに公開決定等を行うことが妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	令和元年7月18日
裁 決 ・ 決 定 内 容	認容(答申どおり)

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(平成30年度諮問第5号)	福岡市住宅供給公社が所有する特定団地の管理に関する記録(写真, 手紙を含む)(平成28年10月1日以降分)
実 施 機 関	福岡市住宅供給公社業務課
決 定 年 月 日	平成30年9月7日(一部公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第1号, 第3号及び第4号に該当 ・個人情報, 法人の代表者印, 警察業務情報, 協議に関する情報に該当するため。
不服申立て年月日	平成30年11月26日
諮 問 年 月 日	平成30年12月11日
答 申 年 月 日	令和元年6月18日
答 申 内 容	「福岡市住宅供給公社が所有する特定団地の管理に関する記録(写真, 手紙を含む)(平成28年10月1日以降分)」について, 福岡市住宅供給公社が行った一部公開決定を取り消し, 改めて本件対象文書を特定した上で, 改めて公開決定等を行うことが妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	令和元年7月18日
裁 決 ・ 決 定 内 容	認容(答申どおり)

諮問の概要 (平成31年度諮問第1号)	不服申立て事案についての諮問 福岡市民体育館内で働く業務委託されている福岡市スポーツ協会のすべての従業員氏名と座席表。プール監視業務を委託している特定会社Aのアルバイトか従業員のすべての氏名とそれぞれの業務日誌1月から3月分
実施機関	市民局スポーツ推進部スポーツ施設課
決定年月日	平成31年4月2日（一部公開決定）
非公開理由	条例第7条第1号に該当 「維持管理・清掃スタッフ」「事務・受付等スタッフ」 「スポーツ指導・監視員スタッフ」の氏名については、個人に関する情報であるため。
不服申立て年月日	平成31年4月5日
諮問年月日	平成31年4月23日
答申年月日	令和元年8月1日
答申内容	「福岡市民体育館内で働く業務委託されている福岡市スポーツ協会のすべての従業員氏名と座席表。プール監視業務を委託している特定会社Aのアルバイトか従業員のすべての氏名とそれぞれの業務日誌1月から3月分」について、福岡市長が行った一部公開決定は、妥当である。
裁決・決定年月日	令和元年8月26日
裁決・決定内容	棄却（答申どおり）

諮問の概要 (平成31年度諮問第2号)	不服申立て事案についての諮問 特定事業者が運営する事業所Aと事業所Bの福岡市への障がい者福祉サービスの運営にかかわる届出書類、変更届の書類のすべて。設立関係書類を含む。
実施機関	保健福祉局障がい者部障がい者施設課
決定年月日	平成31年4月3日（一部公開決定）
非公開理由	条例第7条第1号に該当 サービス管理責任者の氏名、住所及び生年月日並びに管理者の氏名及び住所については、個人情報に該当するため。
不服申立て年月日	平成31年4月5日
諮問年月日	平成31年4月24日
答申年月日	令和元年11月26日
答申内容	「特定事業者が運営する事業所Aと事業所Bの福岡市への障がい者福祉サービスの運営にかかわる届出書類、変更届の書類のすべて。設立関係書類を含む。」について、福岡市長が行った一部公開決定は、すでに取り消されているため、本件審査請求は、これを却下すべきである。
裁決・決定年月日	令和元年12月17日
裁決・決定内容	却下（答申どおり）

諮問の概要 (令和元年度諮問第3号)	不服申立て事案についての諮問 特定情報公開決定通知書に係る決裁文書（決定通知書を除く）
実施機関	総務企画局人事部人事課
決定年月日	令和1年6月26日（一部公開決定）
非公開理由	条例第7条第3号に該当 本件における職員の印影は、生命等保護情報に該当するため。
不服申立て年月日	令和元年8月2日
諮問年月日	令和元年8月29日
答申年月日	令和2年3月26日
答申内容	「特定情報公開決定通知書に係る決裁文書（決定通知書を除く）」について、福岡市長が行った一部公開決定は、妥当である。
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要 (令和元年度諮問第4号)	不服申立て事案についての諮問 福岡市住宅供給公社作成の「建設計画通知書」（昭和56年2月）に添付の「配置図」、及び「工事完了図」（昭和56年10月）に添付の「特定団地（仮称）道路台帳図」に記載されている敷地外構状況を示す根拠資料（説明書）
実施機関	福岡市住宅供給公社保全課
決定年月日	令和元年7月10日（非公開決定）
非公開理由	公開請求に係る公文書を保有していない。
不服申立て年月日	令和元年8月19日
諮問年月日	令和元年9月10日
答申年月日	令和2年3月9日
答申内容	「福岡市住宅供給公社作成の「建設計画通知書」（昭和56年2月）に添付の「配置図」、及び「工事完了図」（昭和56年10月）に添付の「特定団地（仮称）道路台帳図」に記載されている敷地外構状況を示す根拠資料（説明書）」について、福岡市住宅供給公社が行った非公開決定は妥当である。
裁決・決定年月日	令和2年3月27日
裁決・決定内容	棄却（答申どおり）

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和元年度諮問第5号)	福岡市住宅供給公社が昭和54年4月に作成した特定団地造成工事に関する「造成計画平面図」, 昭和56年2月に福岡市へ提出した計画通知書に添付の「配置図」及び工事完了時に提出した「道路台帳図」に記されている敷地外構状況の東西南北の記号の意味(説明)
実 施 機 関	福岡市住宅供給公社保全課
決 定 年 月 日	令和元年7月30日(非公開決定)
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和元年8月19日
諮 問 年 月 日	令和元年9月10日
答 申 年 月 日	令和2年3月9日
答 申 内 容	「福岡市住宅供給公社が昭和54年4月に作成された特定団地造成工事に関する「造成計画平面図」, 昭和56年2月に福岡市へ提出された計画通知書に添付の「配置図」及び工事完了時に提出された「道路台帳図」に記されている敷地外構状況の東西南北の記号の意味(説明)」について, 福岡市住宅供給公社が行った非公開決定は妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	令和2年3月27日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却(答申どおり)

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和元年度諮問第6号)	福岡市特定区で, 預金を差し押さえた滞納国保料について, 実際に通帳残高の差押えを実施した日付(通帳に差押えと載った日)と預金の種類, 差し押さえた金額の一覧 対象日付:平成31年3月1日~3月31日
実 施 機 関	南区市民部保険年金課
決 定 年 月 日	令和元年7月11日(非公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第5号に該当 本件対象文書は行政運営情報に該当するため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和元年8月22日
諮 問 年 月 日	令和元年9月12日
答 申 年 月 日	(令和元年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要 (令和元年度諮問第7号)	不服申立て事案についての諮問 2019年特定市立学校から、福岡市への転入後『免職』になった教諭について、わかるもの一切。①処分内容のわかるもの、②処分理由説明書、③事情聴取内容のわかるもの、④学校長、本人の弁明等わかるもの、⑤市教委の処分前後の法的対応のわかるもの、⑥特定市教委への問い合わせおよび回答があれば、わかるもの、⑦本件について発表された件があれば含む
実 施 機 関	教育委員会総務部サービス指導課
決 定 年 月 日	令和元年9月9日（一部公開決定）
非 公 開 理 由	条例第7条第1号及び第5号に該当被処分者の氏名、年齢、住所、所属、職歴、退職手当等の額については個人情報に該当するため、陳述内容については行政運営情報に該当するため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和元年11月12日
諮 問 年 月 日	令和元年12月20日
答 申 年 月 日	(令和元年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

福岡市情報公開審査会及び部会の運営状況

1 福岡市情報公開審査会の開催状況

令和元年度の情報公開審査会の開催状況は、表6のとおりです。
また、審査委員は表8のとおりです。

表6

	開催年月日	主 な 案 件
開催なし	—	※平成30年度情報公開制度運用状況については、各部会にて報告。

2 福岡市情報公開審査会部会の開催状況

令和元年度の情報公開審査会部会開催状況は、表7のとおりです。

表7

	開催年月日	主 な 案 件
第1回 (第1部会)	H31. 4. 17	○平成29年度諮問第4号について(審議) ○平成30年度諮問第3号について(審議)
第2回 (第2部会)	H31. 4. 24	○平成30年度諮問第4号について(審議) ○平成30年度諮問第5号について(審議)
第3回 (第1部会)	R1. 5. 10	○平成29年度諮問第4号について(審議) ○平成30年度諮問第3号について(審議)
第4回 (第2部会)	R1. 5. 22	○平成30年度諮問第4号について(審議) ○平成30年度諮問第5号について(審議) ○平成31年度諮問第1号について(審議)
第5回 (第2部会)	R1. 6. 19	○平成31年度諮問第1号について(実施機関の意見陳述及び審議)
第6回 (第1部会)	R1. 6. 26	○平成31年度諮問第2号について(実施機関の意見陳述及び審議) ○平成29年度諮問第4号について(審議)
第7回 (第2部会)	R1. 7. 17	○平成31年度諮問第1号について(審議)
第8回 (第1部会)	R1. 7. 31	○平成29年度諮問第4号について(審議) ○平成31年度諮問第2号について(審議)
第9回 (第1部会)	R1. 8. 21	○平成31年度諮問第2号について(審査請求人の意見陳述及び審議)
第10回 (第1部会)	R1. 9. 25	○平成31年度諮問第2号について(審議)
第11回 (第1部会)	R1. 10. 18	○平成30年度情報公開制度運用状況報告 ○平成31年度諮問第2号について(審議) ○令和元年度諮問第3号について(審議)
第12回 (第2部会)	R1. 10. 23	○平成30年度情報公開制度運用状況報告 ○令和元年度諮問第4号及び第5号について(審議)

第13回 (第1部会)	R1. 11. 13	○令和元年度諮問第3号について(実施機関の意見陳述及び審議)
第14回 (第2部会)	R1. 11. 20	○令和元年度諮問第4号及び第5号について(実施機関の意見陳述及び審議)
第15回 (第1部会)	R1. 12. 18	○令和元年度諮問第3号について(審議)
第16回 (第2部会)	R1. 12. 25	○令和元年度諮問第6号について(実施機関の意見陳情及び審議)
第17回 (第2部会)	R2. 1. 22	○令和元年度諮問第4号及び第5号について(審議)
第18回 (第1部会)	R2. 1. 29	○令和元年度諮問第3号について(審議) ○令和元年度諮問第7号について(審議)
第19回 (第2部会)	R2. 2. 12	○令和元年度諮問第4号及び第5号について(審議)
第20回 (第1部会)	R2. 2. 27	○令和元年度諮問第7号について(実施機関の意見陳情及び審議) ○令和元年度諮問第3号について(審議)
第21回 (第2部会)	R2. 3. 18	○令和元年度諮問第6号について(審査請求人の意見陳情及び審議)
第22回 (第1部会)	R2. 3. 27	○令和元年度諮問第7号について(審議)

表 8

氏 名	職 名	備 考
石森 久広	西南学院大学法科大学院教授	第1部会委員
五十川 直行	九州大学大学院法学研究院教授	会長職務代理者 第1部会委員 第1部会長職務代理者
大脇 成昭	九州大学大学院法学研究院教授	第2部会委員
北坂 尚洋	福岡大学法学部教授	第2部会委員 第2部会長職務代理者
田邊 宜克	弁護士	会長 第1部会長 第2部会長
馬場 明子	元テレビ西日本編成局編成部専任部長	第1部会委員
山下 亜紀子	九州大学大学院人間環境学研究院准教授	第2部会委員

(令和2年3月31日現在)

出資法人等の情報公開協定の締結状況
(令和2年3月31日現在)

1 出資法人等の情報公開協定の締結状況

出資法人等の情報公開協定の締結状況は、表9のとおりです。

表9

区 分	平成30年度			令和元年度		
	協定対象 団 体	協定締結 団 体	締結率 (%)	協定対象 団 体	協定締結 団 体	締結率 (%)
市監理法人	19	19	100	19	19	100
市関与法人	10	10	100	10	10	100
財政支援団体	42	21	50	41	19	42
事業支援団体	4	1	25	3	1	33
計	75	51	68	73	49	67

2 情報公開協定を締結している法人・団体名

情報公開協定を締結している法人や団体の名称と、本市における所管課等の名称は、表10-1から表10-4のとおりです。

表10-1

市監理法人（19団体）

市 監 理 法 人 名	所 管 課 名	
(公財) 福岡アジア都市研究所	総務企画局	企画調整部
(公財) 福岡市施設整備公社	財 政 局	アセットマネジメント推進課
(公財) 福岡市スポーツ協会	市 民 局	スポーツ推進課
(社福) 福岡市社会福祉事業団	保健福祉局	障がい企画課
(公財) ふくおか環境財団	環 境 局	計画課
(株) 福岡クリーンエナジー	環 境 局	管理課
(公財) 福岡市中小企業従業員福祉協会	経済観光文化局	経営支援課
(公財) 福岡市文化芸術振興財団	経済観光文化局	文化振興課
(公財) 福岡観光コンベンションビューロー	経済観光文化局	観光産業課
(一財) 福岡コンベンションセンター	経済観光文化局	M I C E 推進課
(公財) 九州先端科学技術研究所	経済観光文化局	新産業振興課
(一財) 福岡市水産加工公社	農林水産局	水産振興課
(公財) 福岡市緑のまちづくり協会	住宅都市局	一人一花推進課
(公財) 博多駅地区土地区画整理記念会館	住宅都市局	地域計画課
博多港開発 (株)	港湾空港局	総務課
博多港ふ頭 (株)	港湾空港局	港営課
(公財) 福岡市水道サービス公社	水 道 局	広告・駅ナカ事業課
(一財) 福岡市交通事業振興会	交 通 局	営業課
(公財) 福岡市学校給食公社	教育委員会	給食運営課

表10-2

市関与法人（10団体）

市関与法人名	所管課名	
(公財) 福岡よかトピア国際交流財団	総務企画局	国際政策課
(株) 福岡ソフトリサーチパーク	経済観光文化局	新産業振興課
福岡タワー (株)	経済観光文化局	観光産業課
(公財) アクロス福岡	経済観光文化局	文化振興課
(株) 博多座	経済観光文化局	文化施設課
福岡地下街開発(株)	住宅都市局	地域計画課
サンセルコビル管理 (株)	住宅都市局	地域計画課
福岡北九州高速道路公社	道路下水道局	高速道路推進課
(一財) 博多海員会館	港湾空港局	総務課
(公財) 福岡市教育振興会	教育委員会	教育支援課

表10-3

財政支援団体（19団体）

財政支援団体名	補助金等の支出事務を担当する課名	
福岡県自治体情報セキュリティ対策協議会	総務企画局	情報システム課
NPO アジア太平洋こども会議・イン福岡	こども未来局	青少年健全育成課
(一社) 福岡市保育協会	こども未来局	運営支援課
(一社) 福岡市私立幼稚園連盟	こども未来局	運営支援課
(一社) 福岡市医師会	保健福祉局	地域医療課
(公社) 福岡市シルバー人材センター	保健福祉局	高齢福祉課
(公社) 福岡市老人クラブ連合会	保健福祉局	高齢福祉課
社会福祉法人福岡市社会福祉事業団	保健福祉局	障がい企画課
社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会	保健福祉局	地域福祉課
福岡市地球温暖化対策市民協議会	環境局	環境・エネルギー対策課
(公財) 九州交響楽団	経済観光文化局	文化振興課
全国モーターボート競走施行者協議会	経済観光文化局	経営企画課
福岡食肉市場株式会社	農林水産局	市場課
D4画地企業連合（積水ハウス(株)、西日本鉄道(株)、西部ガスリビング(株)）	住宅都市局	まちづくり推進室
アイランドシティ環境配慮街区賃貸棟企業連合体（積水ハウス(株)、福岡商事(株)）	住宅都市局	まちづくり推進室
(仮称) フォレストプレイスII街区共同企業体（積水ハウス(株)、福岡商事(株)、西部ガス興商(株)）	住宅都市局	まちづくり推進室
西日本鉄道(株)	住宅都市局	まちづくり推進室
アイランドシティ環境配慮街区画地B分譲棟企業連合体	住宅都市局	まちづくり推進室
(仮称) 香椎照葉プロジェクト共同事業者（第一交通産業(株)、(株)長谷工不動産ホールディングス、(株)エストラス）	住宅都市局	まちづくり推進室

表10-4

事業支援団体（1団体）

事業支援団体名	活動経費を負担する事務を担当する課名	
クリエイティブ福岡推進協議会	経済観光文化局	コンテンツ振興課

情 報 提 供

1 附属機関等の会議の公開

市政の重要事項を審議するなどの本市政策の企画立案に重要な役割を担う審議会等については、より公正な運営を図り、市民の市政参画の機会を拡充するため、原則として、その会議を公開しています。

(1) 制度の概要

① 対象となる会議

市民や学識経験者等が委員で、法律又は条例で設置される附属機関や要綱で設置される協議会等（以下「附属機関等」）が対象です。

（例外） ・関係団体等との連絡調整が主なもの ・市職員のみで構成されるもの
 ・イベントの実行委員会等 ・その他対象とすることが不適当なもの

② 原則公開

会議は原則として公開で行われます。ただし、次のような場合は非公開となることがあります。

（例外） ・会議の内容が情報公開条例の非公開情報に関するものであるとき
 ・会議の公開により会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるとき

③ 会議開催のお知らせ

会議の開催日時等の情報を、福岡市情報プラザと福岡市のホームページにてお知らせしています。

(2) 会議の公開状況

対象となる会議の令和元年度の公開状況は、表11及び表12のとおりです。

表11 機関数

（単位：機関）

	附属機関		協議会	
	H30年度	R元年度	H30年度	R元年度
会議の全てを公開とした附属機関等	41	40	116	189
会議の一部を公開とした附属機関等	8	9	104	37
会議の全てを非公開とした附属機関等	14	13	61	63
当該年度に会議が開催されなかった附属機関等	22	25	42	47
合 計	85	85	323	336

表12 会議開催数

（※福岡市介護認定審査会及び福岡市障がい者介護給付費等認定審査会を除く。）

（単位：回）

	附属機関		協議会	
	H30年度	R元年度	H30年度	R元年度
全部公開	78	83	938	909
一部公開	21	20	106	37
非公開	213	208	352	329
会議開催回数（合計）	312	311	1396	1275

2 情報公表施策に関する状況

情報公開条例に基づき市が自主的に公表する義務がある情報の公表状況（令和2年3月末現在）は表13のとおりです。

表13

（単位：件）

区	分	公表件数	
		H30年度	R元年度
	市の基本的な計画・方針	55	54
	市の基本的な計画・方針の中間段階における案 （パブリック・コメント手続）	6	5
	市が行う主要な事務又は事業の実施状況	304	385
	附属機関等の答申，報告書，議事録，会議資料等	192	190
	公開請求が多いため，情報の公表を行うもの	16	16
	その他実施機関が定めるもの	7	7

※ ただし市の基本的な計画・方針の中間段階における案（パブリック・コメント手続）については，平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に公表した件数。

3 情報提供施策に関する状況

(1) 情報提供の状況

福岡市では，市役所本庁舎1階の情報プラザにて，市が作成した印刷刊行物やパンフレット等の資料を備え，市民に提供しています。

(2) 情報公開室での情報提供

情報公開室では，公開請求者等の希望により，公開決定した公文書の補足資料の情報を提供することがあります（複写の費用については公文書公開請求の写しの費用に同じ）。